

公立八女総合病院企業団

病院機能再整備基本計画策定等支援業務に係る

公募型プロポーザル実施要領

令和4年11月8日

1 目的

公立八女総合病院企業団病院機能再整備基本計画策定等支援業務に係る公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定に関する公募公告（令和4年11月8日付け公立八女総合病院企業団告示第69号）（以下「公告」という。）に基づく公募については、公立八女総合病院企業団契約規則（昭和45年規則第2号）（以下「契約規則」という。）、関係法令及びこの公立八女総合病院企業団病院機能再整備基本計画策定等支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）によるものとする。

なお、本公告は実施要領に定める業務を委託するにあたり、広く企画提案を募集し、最適な者を受託候補者として選定することを目的としている。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

公立八女総合病院企業団病院機能再整備基本計画策定等支援業務

(2) 業務内容

別紙「公立八女総合病院企業団病院機能再整備基本計画策定等支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和5年8月31日（木）まで

(4) 契約上限価格

22,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※当該金額は、企画提案のために設定する金額であり実際の契約金額とは異なる。

3 参加資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び契約規則第2条の規定に該当しない者であること。

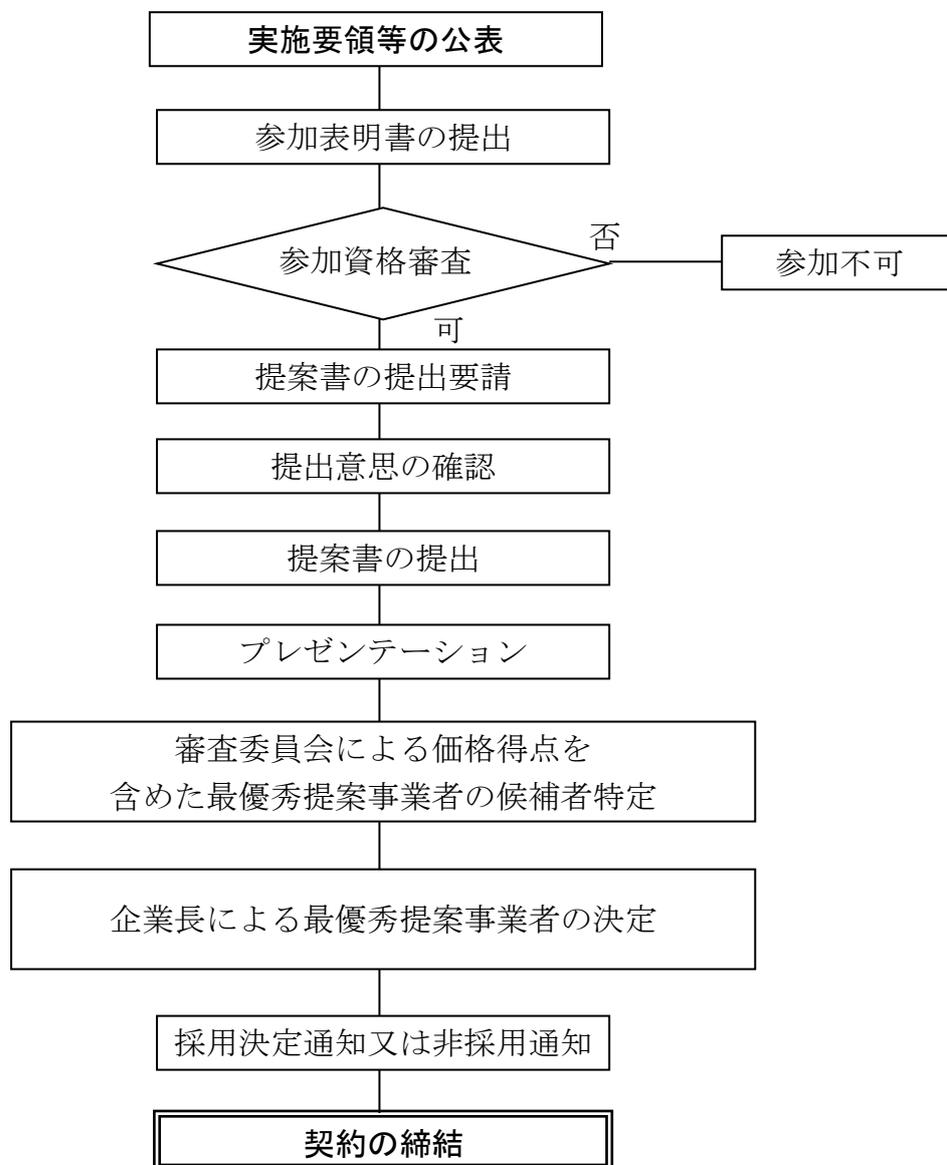
(2) 国、都道府県又は他の地方公共団体からの指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3

- 年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始もしくは更生手続き開始の申立がなされていないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始もしくは再生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (5) 国税、都道府県税、市税等の滞納がないこと。
- (6) 一般病床が200床以上の国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県又は市町村が設置する病院若しくは公的医療機関(医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院)において仕様書に定める業務を平成24年度以降に受託し、元請として履行した実績を有する者であること。
- (7) 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの有資格者が常勤として在籍している者であること。

4 受託者選定の手続

(1) 契約締結までの流れ



(2) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表1のとおりである。ただし、土曜日、日曜日及び祝日等、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める休日（以下「休日」という。）には、受付等を行わない。

表1 契約締結までのスケジュール

番号	内容	期日
1	公告	令和4年11月8日(火)
2	参加表明書等の受付	令和4年11月8日(火)から 令和4年11月18日(金)まで
3	実施要領等に関する質疑の受付	令和4年11月8日(火)から 令和4年11月14日(月)まで
4	実施要領等に関する質疑の回答	令和4年11月16日(水)まで
5	提案書提出要請可否の確認(参加資格審査)	令和4年11月24日(木)
6	提案書提出要請通知書の発送	令和4年11月24日(木)
7	提案書の提出意思確認書の提出期限	令和4年11月30日(水)まで
8	提案書等の提出期限	令和4年12月5日(月)まで
9	提案に係るプレゼンテーションの開催及び 審査	令和4年12月上旬予定
10	企画提案書審査結果の通知	令和4年12月上旬予定
11	契約の締結	令和4年12月中旬予定

なお、上記スケジュールは参加者の状況、審査の進捗状況等により若干変更する場合があります。

(3) 審査委員会の設置及び審査

受託者の選定に当たり、「公立八女総合病院企業団病院機能再整備基本計画策定等支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置し、企画提案者の審査を行う。なお、公平性を期するため、書類の審査やプレゼンテーションは事業者名を伏せて行う。

5 参加表明、提案要請及び提出意思の確認について

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 参加表明書及び添付書類（以下「参加表明書類」という。）の構成

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要書（様式第2号）
会社概要が確認できる書類（会社パンフレット等）を添付すること。
- ウ 業務実績書（様式第3号）
「3参加資格要件（6）」を満たすことが明確に判断できるもの（契約書及び仕様書の写し等）を添付すること。
- エ 認定登録 医業経営コンサルタント証票の写し
（「3参加資格要件（7）」を満たすもの）
- オ 誓約書（様式第4号-1）及び役員名簿（様式第4号-2）
- カ 法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行から3か月以内のものに限る。写し可）
- キ 納税証明書（写し可。参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書で、国税及び地方税の滞納がないことを示すものに限る。なお、都道府県税については、当該業務を主に担当する事業所が属する都道府県のものを出すこと。）
- ク 最新の決算書（任意様式）
- ケ 委任状（様式第10号）（代理人を定める場合のみ提出）

(2) 参加表明書類の提出

参加表明書類は、正本1部及び副本2部を以下のとおり持参又は郵送により提出すること。なお、参加表明書類は、(1)の上からア～ケの順に綴り込み、表紙及び背表紙に業務名称及び提出業者名を記入すること。

- ア 受付期間：令和4年11月8日（火）から令和4年11月18日（金）までとする。持参の場合は休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は期限内に必着とする。
- イ 提出場所：公立八女総合病院企業団事務局病院機能再整備推進室（以下「担当事務局」という。）

(3) 提案書の提出要請

資格確認結果は、令和4年11月24日（木）までに参加表明書類を提出したすべての者に対し、参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。また、参加資格を有する者に対し「提案書提出要請通知書」の発送を行う。

(4) 提出意思確認書の提出

提案書提出要請通知書を受領した者は、提案書の提出意思の有無に係わらず、以下のとおり持参又は郵送により提出意思確認書（様式第5号）を提出すること。

- ア 提出期限：令和4年11月30日（水）まで。持参の場合は休日を除く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は期限内に必着とする。
- イ 提出場所：担当事務局

(5) 提出意思のある者が1者であった場合の取扱い

(4)に定める提出意思確認書の提出の結果、提案書の提出意向のある者が1者であった場合においても、本プロポーザル手続を続行し、最優秀提案事業者を選定する。

6 質疑回答

(1) 質疑の受付

ア 受付期間：令和4年11月8日（火）から令和4年11月14日（月）までとする。

イ 質疑の方法

本業務について質疑のある者は、質問書（様式第7号）を使用の上、件名を「公立八女総合病院企業団病院機能再整備基本計画策定等支援業務委託についての質疑」と記し、担当事務局メールアドレス宛てに電子メールにて送信すること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

質疑受付期限に関しては担当事務局における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は担当事務局が行うものとする。ただし、電話による受理の確認はできるものとする。

(2) 質疑に対する回答

随時、質問者に対し様式第7号に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで回答するほか、令和4年11月16日（水）までを目途に、質問者を伏せて質問事項及び回答を当企業団のホームページに記載する。なお、回答は実施要領及び仕様書の追加又は修正として取り扱うものとする。

7 提案書の提出

(1) 提出書類の構成

提出意思確認書（様式第5号）により、提案書を提出するとした者は、提案書（様式第6号）に下記資料を添付し提出すること。

ア 目次

イ 業務実績調書（任意様式）

※「3参加資格要件（6）」を満たすもの。提出後、担当事務局より実績を証明する書類（契約書の写し等）の提示を求めることがある。

ウ 業務実施体制書（様式第8号）

エ 配置予定者調書（様式第9号-1、様式第9号-2、様式第9号-3）

※提出後、担当事務局より実績を証明する書類（契約書の写し等）の提示を求めることがある。

オ 提案事項（任意様式）

※仕様書に定める支援業務ごとに提案内容を記載すること。

カ 業務工程表（任意様式）

キ 見積書（任意様式、消費税込み）

※消費税率は10%で計算すること。また、見積書の合計金額と併せて、内訳及び積算内容等を明示すること。

(2) 提出書類の作成方法等

ア 提案書（様式第6号）を表紙とし、(1)の上からア～カの順に綴り込み提出すること。なお、キについては、別添のうえ提出すること。

- イ 提案書は、目次を除き、ページ番号を紙面下部へ記載すること。ページ数は表紙及び目次を除き30ページ以内とすること。
- ウ 専門用語は極力使用しないこと。使用する場合は、用語の注釈をつける等、専門知識を有しない者でも理解でき、審査可能なように平易な記述に努めること。
- エ (1)のア～カの提出書類は、提出者を特定することが可能となる記述はしないこと。

(3) 提案書の提出等

提案書の提出は下記のとおりとする。

- ア 提出期限：令和4年12月5日（月）午後5時
- イ 提出場所：担当事務局
- ウ 提出部数：正本1部、副本10部とする。
- エ 提出方法：郵送又は持参とする。持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、期限内に必着とする。

8 プレゼンテーション審査の実施

提案書の内容等について明瞭化を図るため、書類審査に加え、プレゼンテーション審査を実施する。ただし、企画提案者が4者を超えた場合は、書類のみによる事前審査を実施し、プレゼンテーションを行う者を限定する。この場合、提案書の提出期限の翌日から起算して3日以内に参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールにて通知するとともに、文書により、その結果を通知する。

(1) 日時及び場所等

日時は令和4年12月上旬頃、公立八女総合病院内において実施予定である。詳細については別途決定し、参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールにて通知する。

(2) 実施時間

1事業者につき40分以内

(プレゼンテーション：25分以内、質疑応答：15分程度)

(3) 審査項目及び配点

表2「技術提案の評価項目及び配点」のとおり

(4) プレゼンテーション審査で使用する資料

プレゼンテーション審査で使用する資料は、提出された提案書のみとする。提案書にない追加提案や追加資料の配布は認めない。なお、提出された企画提案書にある図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

(5) プレゼンテーションに要する機材

プレゼンテーション審査でのパソコンの使用は可能とするが、使用する場合は会場にパソコンを持参すること。(会場には、プロジェクター及びスクリーンを用意する。)

なお、パソコン設置準備時間は実施時間には含まない。

(6) 出席者数

プレゼンテーションを行う者1名、その他補助する者2名以内の計3名以内とする。

ただし、提案書にて届け出た統括責任者は必ず参加しなければならない。

(7) その他

ア プレゼンテーションにおいては、事業者名が特定可能な表現又は表示はしないこと。また、名札・社章その他服装又は携帯物品により事業者名が特定できないようにすること。

イ 遅刻又は欠席の場合は、参加を辞退したものとみなす。

ウ プレゼンテーション審査の順番は、参加表明書の提出順とする。

9 最優秀提案事業者の選定等

(1) 審査及び最優秀提案事業者選定方法

審査委員会は、表2に基づき技術提案項目の評価を行い、下記の算定方式によって評価点数を算出し、最も高い点数の者を最優秀提案事業者の候補者として特定する。

なお、表2に基づく技術提案項目の評価結果の合計点が60点に満たない事業者は失格とする。また、参加者の評価点数が同点となった場合は、表2に定める「専門技術力」の評価が高い者を上位とし、「専門技術力」の評価も同点の場合は、審査委員会の合議により審査委員会委員長が上位の参加者を決定する。

$$\text{評価点数} = \frac{\text{技術提案合計点} \times 90}{100} + \frac{\text{最も低い見積額} \times 10}{\text{参加者の見積額}}$$

企業長は、上記の審査委員会の審査を踏まえ、最優秀提案事業者及び次点者を決定する。

(2) 最優秀提案事業者決定後の手続

企業団は、最優秀提案事業者と協議し、本業務の委託に係る仕様書を確定させた上で、随意契約に向けた交渉を行う。なお、最優秀提案事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなったとき若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点者と交渉を行う。

(3) 審査結果等の通知及び公表

企業団は、審査結果を参加者全員に速やかに通知（令和4年12月上旬予定）するとともに、ホームページで公表する。なお、電話による問合せには一切応じない。

また、審査委員会における審査結果は、取りまとめて速やかに公表（令和4年12月予定）することとするが、この際、最優秀提案事業者以外の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、配慮したうえ公表する。

表2 技術提案の評価項目及び配点

番号	評価項目	評価基準	配点
1	業務実績	業務実績（実績数、規模、年数等）をどの程度有しているか。 ○同種又は類似業務実績の内容	10点
2	実施体制	本業務を遂行するに十分な経験や能力を有する技術者を配置しているか。本業務を円滑に実施できる組織体制を有しているか。調査方法等に対して、スケジュール・作業手順が適切かつ現実的か。 ○技術者資格・実績等 ○業務拠点・連絡体制 ○組織体制	20点
3	専門技術力	医療・建築全般に関する知識・情報に精通しているか。仕様書に定める業務内容に対して合理的で適切な提案が行われているか。提案書は分かりやすく、説得力があるか。 ○特性・地域性等の把握 ○課題分析の手法（調査やデータ分析） ○整備場所の検討手法 ○収支計画の検討方針 ○導入機能の実現性 ○ローコスト建築に対する提案 等	50点
4	独自提案	仕様書に定める業務以外の独自提案	20点
技術提案 合計点			100点

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 不正と認められる行為があった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 見積書の見積額（税込）が「2（4）」に定める契約上限価格を超える場合

1.1 その他

(1) 費用負担

本実施要領に基づく全ての手続に関しては、参加者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 使用言語等

本実施要領に基づく全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、提案書類、質疑、審査等における通貨は円、計量単位は計量法によるもの、時刻は日本標準時とする。

(3) 虚偽の取扱い

参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(4) 著作権

参加者が提出した提案書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、企業団が事業者選定の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(5) 契約保証金

契約締結の際は、契約規則第29条第1項の規定に基づき、契約保証金として契約金額の100分の10の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、契約規則第30条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除とする。

(6) 情報公開

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、公立八女総合病院企業団情報公開条例に基づき対応する。

(7) 辞退

参加表明書提出後の辞退は、任意様式で「辞退届」を提出すること。

【担当事務局（問合せ先及び書類提出先）】

部署名 公立八女総合病院企業団 事務局 病院機能再整備推進室

住所 〒834-0034 福岡県八女市高塚 540 番地 2

電話番号 0943-23-4131 ファックス番号 0943-22-3185

電子メール saiseibi@yamehp.jp